

労働者派遣事業に関わる情報

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により、以下の通り情報提供を致します。

事業所の名称：静岡NDS株式会社

事業所の所在地：〒420-0923 静岡市葵区川合3丁目25番25号

1. 派遣スタッフ数（3月31日現在）	0人
2. 派遣先の数	0社
3. 派遣料金の平均額（※1日あたり）	0円
4. 派遣スタッフの賃金の平均額（※1日あたり）	0円
5. マージン率（1日、8時間換算）	0.0%

6. 教育訓練に関する事項

- ・入職時基礎的訓練（賃金支払い有り、費用負担無し）
入職時研修、派遣就業の留意点、ビジネスマナー など
- ・職能別訓練（1年以上の就業が見込まれる方、賃金支払い有り、費用負担無し）
- ・その他教育訓練（賃金支払い有り、費用負担無し）

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

- 派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

- ・派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。
- ・会社運営費として、社員の人件費、オフィス賃借料など、事業運営のために必要な経費があります。また、派遣労働者のスキルアップ支援のための教育訓練費、福利厚生費などの費用があります。

8. 労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定について

- ・労使協定の締結の有無 有
- ・上記労使協定の有効期間 2023年4月1日～2024年3月31日
- ・上記労使協定の対象となる労働者の範囲 全ての労働者

8. キャリア・コンサルティング相談窓口

総務部 部長 永谷智男 TEL：054-265-0025